

## 競争入札経過調書（最低価格落札方式）

件 名    A D S R - 2 3 型 A D S - B 受信処理装置 1 式の製造

開 札 年 月 日    令和5年5月31日（落札決定日 令和5年6月20日）

入 札 執 行 官 署    国土交通省航空局

落 札 金 額    ￥ 140,800,000 -

落 札 者    日本無線株式会社

予 定 価 格    ￥ 254,093,294 -

積 算 額    ￥ 254,093,294 -    入札書比較価格（予定価格の100/110）    ￥ 230,993,904 -

調 査 基 準 価 格    ￥ 152,455,976 -    調 査 基 準 価 格 の 100/110    ￥ 138,596,342 -

低入札価格調査実施済 第1回 落札

入札参加者	第1回入札	第2回入札	摘 要
	入札金額	入札金額	
日本無線株式会社	128,000,000		第1回 落札
日本電気株式会社	163,000,000		
東芝インフラシステムズ株式会社	179,310,000		

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額である。

※ 予定価格（入札書比較価格）の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

※ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨て。）をもって落札金額とする。

## 低入札価格調査の実施概要（物品の製造又は役務の提供等）

件 名：A D S R－2 3型A D S－B受信処理装置1式の製造

発 注 機 関：国土交通省 航空局

調査対象業者名：日本無線株式会社

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由	<p>調査対象事業者は、過去に航空局向けの無線電話装置、管制シミュレータ等を多数納入した実績を有している。</p> <p>社内設計済み製作品の採用による労務費の低減、市販品の多用による部品価格の低減、大量一括発注による材料費の低減、過去の開発資産の活用による開発費の低減、過去の受注案件で得たノウハウの流用による工数の低減を行うことで、製造に要する費用を削減可能と判断した。</p> <p>また、さらなる航空事業拡大を推進するにあたり、本案件は戦略上重要な案件であることから、営業戦略による入札価格の設定が必要と判断し応札金額を決定した。</p>
(2) 当該契約の履行体制	<p>製造の各部門（システム設計・電気設計、ネットワーク設計、機構設計、検査／保守）、品質管理及び生産管理から担当者の配置を予定しており、特に問題があるものと認められないと判断した。</p>
(3) 当該契約期間中における他の契約請負状況	<p>現在履行中の契約は航空局関連で15件あるが、本契約を履行するにあたって技術者を確保しており、加えて前項の通り工程を管理する体制が取られていることから、支障があるものと認められないと判断した。</p>
(4) 手持機械等の状況	<p>本契約を履行するにあたって十分な施設及び測定器を有しており、当該業務の履行に支障があるものと認められないと判断した。</p>
(5) 国及び地方公共団体等から過去において受注・履行した契約件名及び発注者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ C C S－2 0 0 0 B型通信制御装置3式の製造（航空局）</li> <li>・ 無線電話装置31式の製造（航空局）</li> </ul>

	他多数の受注実績があり、問題無く履行していることを確認した。
(6) 経営内容	調査対象事業者の令和4年度期の財務諸表によると、事業運営に特段の問題はないものと判断できる。
(7) (1)から(6)までの事情聴取した結果についての調査検討	<p>今回、調査基準価格を下回る入札結果となった主たる要因は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計済みの自社製作品、市販品及び大量一括購入により安価で調達した部材の採用によりコストダウンが可能となったこと</li> <li>・自社で保有している開発資産を活用することにより開発費用を抑えることができること</li> <li>・過去の受注案件で得た経験・知見を本案件に流用することで効率的な作業が可能と判断し工数を低減していること</li> <li>・本件を航空事業拡大の重要な戦略案件と位置付けており、経費全般の削減により価格を検討し入札を行っていること</li> </ul> <p>以上4点により入札価格を検討した結果であり、これらは調査対象事業者の本案件落札に対する努力によるものと考えられる。</p> <p>また、仕様書で定められている製造内容について誤認がないこと、確実な品質・工程管理を考慮した履行体制が確保されていることを確認した。</p> <p>これらのことから、本案件の履行に支障をきたすことはないと考えられる。</p> <p>以上の理由から、調査対象事業者の入札価格は調査基準価格を下回っているものの、契約の履行に支障があるものと認められない。</p>
(8) 信用状況	問題なし
(9) その他の必要な事項	特になし